



令和8年度 第1回

北浜小学校 学校運営協議会

浜松市立北浜小学校

〒434-0036 浜松市浜名区横須賀800番地

電話 586-2990 FAX 586-3035

E-mail: kitahama-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp

HP: <http://www.city.hamamatsu-szo.ed.jp/kitahama-e/>



北浜小学校 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）

令和8年4月27日（月）10:00～11:30

場所:北浜小学校 会議室

司会:教頭 記録:権部

- 1 開催要件の確認
- 2 校長挨拶
- 3 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書交付
- 4 自己紹介 ・学校運営協議会委員、学校職員、オブザーバー
- 5 浜松市学校運営協議会規則確認
- 6 会長の選出(委員の中から互選)
- 7 副会長の指名(会長が指名)
- 8 議長選出
- 9 前回会議録確認(権部)

10 熟議

<議長: >

- (1) 学校運営基本方針の概要説明(校長)
- (2) 年間行事計画について(教務)
- (3) 学校いじめ防止基本方針に関すること(校長) ※別冊
- (4) 学校応援団の年間活動計画について(平野)
- (5) 学校運営協議会の自己目標の決定(会長)
- (6) 「夢育やらまいか」意見書について(教頭)

11 報告

- ・学校応援団の活動について(1年生の給食補助)(平野)

12 連絡事項

- ・学校説明会 5月1日(金) 10:10～ 会場 体育館
- ・校内運動会 5月16日(土) 8:10～ 場所 運動場(予備日:①17日②18日)
- ・次回の予定 7月3日(金) 会場 会議室 北校舎3階
 - 給食配膳参観 11:50～12:05
 - 給食試食会 12:05～12:50
 - 授業参観 13:05～13:50
 - 学校運営協議会 14:00～15:30
- ・給食試食会参加の有無の確認 【1食 389円】



【北浜小学校運営協議会 名簿】

学校運営協議会委員		
	氏名	役職等
1	鈴木 隆幸	北浜中学校区健全育成会副会長
2	白井 一光	学校支援コーディネーター
3	高林 未央	学校支援コーディネーター
4	齋藤 千朝	R7主任児童委員
5	夏目 恵利	R8主任児童委員
6	田原 さやか	P T A会長

オブザーバー		
1	松野 聖	北浜南部協働センター

学校職員		
1	伊藤 公美子	校長
2	高林 秀仁	教頭
3	大平かおり	教務主任
4	平野 暁子	C S担当
5	権部 朋子	C Sディレクター

浜松市教育委員会		
1		



令和8年度 学校運営協議会 年間計画

令和8年4月1日～令和9年3月31日

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和8年 4月27日 月曜日 10:00～11:30 会議室	熟議テーマ (1)学校運営基本方針の概要説明 (2)年間行事計画について (3)学校いじめ防止基本方針に関すること (4)学校応援団の年間活動計画 (5)学校運営協議会の自己目標の決定 (6)「夢育やらまいか」意見書について	1年生を迎える会 9:05～ 9:50 学校運営協議会 10:00～11:30
2	令和8年 7月3日 金曜日 14:00～15:30 会議室	熟議テーマ (1)1学期の教育活動の振り返り (2)教職員と学校運営協議会委員との懇談	給食配膳参観 11:50～12:05 給食試食会 12:05～12:50 授業参観 13:05～13:50 学校運営協議会 14:00～15:30 ※オブザーバーにPTA本部役員と沼地区住民(山本さん)を呼ぶ
3	令和8年 11月27日 金曜日 14:00～15:30 会議室	熟議テーマ (1)学校の抱える課題と改善策 (2)全国学力学習状況調査の報告 (3)学校評価アンケートについて	授業参観 13:05～13:50 学校運営協議会 14:00～15:30 ※学校運営協議会の自己評価表委員の意見収集⇒学校へ提出締切12月15日(火)
4	令和9年 2月17日 水曜日 14:30～16:00 会議室	熟議テーマ (1)学校関係者評価 ・学校評価の自己評価について ・いじめ防止等のための基本的な方針について (2)令和9年度学校経営方針について (3)令和9年度の教育活動について (4)学校運営協議会の自己評価	授業参観 13:35～14:20 学校運営協議会 14:30～16:00

※ 委員の過半数の出席で開催します。【浜松市学校運営協議会規則14条2項】



令和7年度 第4回 浜松市立北浜小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和8年2月18日（水）14時30分から16時00分まで
- 2 開催場所 浜松市立北浜小学校 会議室
- 3 出席委員 熊谷 三郎、鈴木 澄子、白井 一光、齋藤 千朝、田原 さやか
鈴木 崇之
- 4 オブザーバー 松野 聖（北浜南部協働センター）
鈴木 隆幸（健全育成会副会長）
高林 未央（元PTA副会長）
- 5 学 校 伊藤 公美子（校長）、定盛 俊孝（教頭）、常名 剛司（教務主任）
古橋 佳代（CSディレクター）
- 6 傍 聴 者 菰田 勇、佐原 正敏（地域住民：よこすか歌おう会）
- 7 会議録作成者 CSディレクター 古橋 佳代

8 議長の選出

司会者の教頭より、議長の選出について委員に意見を求めたところ、本日は齋藤委員が務める旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。

9 協議事項

- (1) 学校関係者評価
- (2) 令和8年度学校運営の基本方針について
- (3) 令和8年度の教育活動について
- (4) 学校運営協議会の自己評価

10 会議記録

司会者より委員総数6人のうち6人出席があり、過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。

- (1) 学校関係者評価（学校評価の自己評価について・いじめ防止等のための基本的な方針について）

議長の指示により、教務主任から学校評価の自己評価について別紙資料に基づき報告があり、委員からは以下の発言があった。

- ・タブレット持ち帰りについて有効活用度の精査が必要。持ち帰り不要希望の事例も聞いている。依存懸念時の相談窓口の情報共有を今後考えたほうがよい。（齋藤委員）

- ・使用傾向は児童により差がある。家庭ルール化（時間割確認、充電、タイピング練習、終了時間設定）が有効ではないか。学校での使用指導内容の共有があると家庭でも親が子供に対して指導しやすくなるので要望したい。（田原委員）
- ・横断歩道での自転車扱いについて学校への負担になるようではいけないが、押し歩きルールの周知・指導機会の設定が望ましい。（熊谷委員）
- ・報告された接触事故は放課後の自転車走行時で登下校中ではない。ヘルメットの着用、集団登校など引き続き通学時の安全対策を行っていく。（教務主任）

議長の教頭から「いじめ防止等のための基本的な方針について」別紙資料に基づき説明があり、委員からは以下の発言などあった。

- ・地域は日常の子供の姿を把握しにくく、担任・学校の役割が大きい。（熊谷委員）
- ・地域の役割・家庭の役割を明記し、通報手順を早期発見・連携強化の文言を反映することまた、言葉の影響への気付きを促す指導の必要性が共有された。（委員一同）

（２）令和８年度学校経営の基本方針について

議長の指示により、校長から別紙資料に基づき説明があり、委員からは以下の発言があった。

- ・校章にちなんだ北斗七星が令和８年度グランドデザインにおいて、星が７つ表示されている。みんなで一緒に輝こうという主旨に共感した。（鈴木澄子委員）
- ・先人の想いを後世につなげる子供たちを学校・地域・家庭それぞれの立場で見守ることが重要だと改めて共有できた。（委員一同）
- ・昼休みの子供の見守り・関わり活動を検討していただくと大変助かる。（校長）

協議の結果、全員意義なくこれを仮承認した。

（３）令和８年度の教育活動について

教務主任から令和８年度の教育活動について報告があった。

来年度始業式４月８日（水）、入学式４月９日（木）。主要行事は本年度同時期で実施。３学期制だが成績は２学期制で評価する。

（４）学校運営協議会の自己評価について

① 学校運営の基本方針についての熟議

- ・校長からの経営方針やグランドデザイン（学校教育目標「ひとりとみんなで輝く子」など）の説明を通じ、学校の目標と課題を委員全員で共有できた。（熊谷委員）
- ・７月に教員から直接話を聴く機会を設けたことで、学校への理解が深まり、双方向の参画が一步前進したと評価されている。（齋藤委員）

- ・現状を振り返り、保護者や地域をどのように巻き込むかといった、具現化に向けた具体的な協議が深まった。(鈴木澄子委員)

② 学校支援の熟議

- ・学年主任が支援を求める学習内容について説明したことで、教員と協議会委員の意識が共通のものとなり、支援の方向性が明確化された。(鈴木澄子委員)
- ・支援活動の課題についての打ち合わせや、継続・拡大に向けた前向きな協議が行われ、ボランティア活動の内容の充実にも寄与した。(齋藤委員)
- ・委員の積極的な発言により、時間が不足するほど充実した熟議が行われた。(白井委員)

③ 協議結果の情報発信

- ・「コムスクだより」「学校だより」などのツールを活用した一定の情報発信は行われており、内容は充実しているとの認識がある。(田原委員)
- ・地域活動の細やかな内容までは十分に伝わりきれておらず、保護者や地域の関心・意識をさらに高めるための工夫が必要とされている。(鈴木崇之委員)

④ 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

- ・学校経営方針の具現化を目指し、地域全体で連携し、さらに安心できる居場所づくりを目指して、熟議をしていきたい。(熊谷委員)
- ・「こどもとおとながつながる学校」の経営方針は大きく一歩を踏み出したように思う。引き続きこの目標を掲げて取り組むことでよりよい姿になっていくと思う。(鈴木澄子委員)
- ・令和8年度の目標は学校経営方針「こどもとおとながつながる学校」のさらなる具現化を図り、地域全体で連携を深めながら、子供にとってより安心できる居場所づくりを目指して引き続き活発な熟議を展開していくことを令和8年度の目標にしていくことを委員全員で共有した。(委員一同)

11 報告

- ・1年生「昔の遊び」学習に地域ボランティア多数参加、書き初め支援、5年生総合で調査学習支援。地域ボランティア参画が拡大し学習活動の幅が広がった。
- ・夢育やまらいかCS加算分の執行報告。提案に沿った支出を実施。
- ・令和8年度学校運営協議会委員体制移行方針を共有。(正式就任は今後)

12 その他連絡事項

司会から次回会議は令和8年4月27日(月)1年生を迎える会の参観後、会議室で開催する旨の報告があった。

<参考資料>

学校番号 (小)・中 70)

令和7年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立(北浜小)学校運営協議会

<本年度の目標>

令和7年度の学校経営方針「こどもとおとなが つながる学校」の具現化を目指し、学校、保護者、地域、関係機関等と連携し、子供と大人が つながる安心できる居場所づくりを目指して熟議をしていく。

<評価項目1> 学校運営の基本方針について熟議することができたか。

⇒ (ア) よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

校長から提示された経営方針やランドデザインの説明を通じ、学校の目標と抱える課題を委員全員で共有することができた。これにより、学校運営協議会として「つながる」をキーワードに、学校側のニーズに応じた具体的な支援活動について、実効性のある熟議を行うことができた。

<評価項目2> 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

⇒ (ア) よくできた イ できた ウ あまりできなかった エ できなかった
(理由)

学年主任が各学年の経営方針を委員へ直接説明したことで、教員と委員の意識が一つになり、支援の方向性がより明確化された。また、学校支援活動における課題の共有や、活動の継続・拡大に向けた前向きな協議を重ねた結果、支援内容のさらなる充実へとつなげることができた。

<評価項目3> 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

⇒ ア 充分に行った (イ) 行った ウ あまり行わなかった エ 行わなかった
(理由)

学校が抱える課題は多様化・複雑化の傾向にあり、学校のみでの解決は困難であるため、地域社会全体で解決に向けた気運を醸成していく必要がある。今後は「地域と協議する」という視点をさらに強化し、地域全体で子供を育てる環境づくりのため、より一層の情報発信に努めていきたい。

<評価項目4> 今年度の評価を踏まえた来年度の目標

学校経営方針「こどもとおとなが つながる学校」のさらなる具現化を図り、地域全体で連携を深めながら、子供たちにとってより安心できる居場所づくりを目指して引き続き活発な熟議を展開していく。



令和8年度 浜松市立北浜小学校 経営構想

1 はじめに

今年度の学校経営構想をするにあたり、学習指導要領（文科省）、浜松市教育委員会や中学校区の方針、本校の沿革、児童・保護者・教職員を対象とした学校評価、学校運営協議会における熟議、教育課程編成会議等を参考にした。

まず、本校は公立の小学校であるため、教育を司る公務員が勤務する浜松市立学校である。浜松市教育委員会より任命された私たちは、「第4次浜松市教育総合計画」の方針を重視した運営が求められる。なぜなら浜松市立小・中学校に在籍する子供に対して等しく提供される公的事業のひとつだからである。

次に、本校の歴史や先人の思い、地域性を理解することが欠かせない。そのうえで、在籍する子供や保護者、地域住民の声が反映された学校評価の声を大切にしながら本校の「不易と流行」を注意深く探っていく。

そして、学校運営協議会発足6年目（2期3年目）の本協議会では、委員より学校経営について貴重な意見を頂戴した。教育は学校だけではできない。社会教育や家庭教育が連携しながら子供の成長を支え合っていくことを確認した。また教職員は、前年度末までに教育課程編成における知・徳・体・教務部の会議や学年会等により協議を重ね、本構想の合意に至った。

さあ、119年目の浜松市立北浜小学校経営は、私たちに委ねられた。これまでの教職員の思いを受け継ぎ、縁あって北浜小に勤務する令和8年度の教職員が、その専門性と創造性を発揮し、グランドデザインを共有して実行していこう。

2 構想の根拠

(1) 第4次浜松市教育総合計画

本計画の基本理念 ～描く夢や未来の実現～

本計画のコンセプト **主体性** 自分事に捉える、課題に粘り強く取り組む
多様性・包摂性 互いを尊重、誰もが活躍できる環境
信頼・協働 それぞれの立場、よりよい関係性の構築

目指すこどもの姿 「自分らしさを大切にすること」
「他者と協働し、主体的に行動できるこども」
「自己調整しながら、粘り強く取り組むこども」

目指す教職員の姿 「こどもの自分らしさを受け止める教職員」
「愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員」
「専門性と指導力を磨き続ける教職員」

(2) 学習指導要領

知・徳・体のバランスのとれた
「生きる力」の育成

- ・知識及び技能の習得
- ・思考力、判断力、表現力等の育成
- ・学びに向かう力、人間性等の涵養

※次期学習指導要領

「自らの人生を舵取りすることができる民
主的で持続可能な社会の作り手をみんなで
育む」

- ①深い学びの実装
- ②多様性の包摂
- ③実現可能性の確保

(3) 北浜中学校区（北浜中・北浜南小・伎倍小・北浜小）

目指す子供像 「心豊かにたくましく輝ける子供たち」

いじめ撲滅3箇条の唱和 H25.1.7～

(4) 本校の歴史 ※沿革史より抜粋

- 1908年（明治41年）北浜尋常小学校 837人
- 1947年（昭和22年）北浜村立北浜小学校 2184人
- 1963年（昭和38年）浜北市立北浜小学校 2005人（44学級）
- 1976年（昭和51年）北浜北小学校 分離 1746人
- 1984年（昭和59年）北浜南小学校 分離 1217人
- 1991年（平成3年）伎倍小学校 分離・独立 631人
- 2005年（平成17年）浜松市立北浜小学校 ※浜松市合併
- 2009年（平成21年）創立100周年記念式典、百年の森、北斗の星石碑
- 2020年（令和2年）コミュニティ・スクール開始
- 2024年（令和6年）文科省指定「リーディングDXスクール事業」
- 2025年（令和7年）校内まなびの教室「ほっとルーム」設置

☆校章について（大正5年1月制定）

北の夜空に輝く代表的な星は北極星や北斗七星。これらの星は空高く美しく輝き、人々の目標となったり夢を持たせたりしてくれる。この校章には「北浜小学校の子供たちも北の空に輝いている星のように『自分の中に輝き』をつくり人々のために役に立つ人になってほしい。」という願いが込められている。

☆校歌について（昭和30年10月制定）作詞：小林純一 作曲：団 伊玖磨

仰ぐ赤石 あの空に はばたき強く 巣立つ日を 夢見て育て 若鷹と
開くひらく 明るい窓は 北浜 北浜小学校
伎倍の林に こだまする 大天竜の 水の瀬に きらめけ踊れ 若鮎と
響くひびく 明るい庭は 北浜 北浜小学校
金の徽章に 栄あれ 理想は高く 永遠の 北斗の星の 輝きと
上がるあがる 明るい声は 北浜 北浜小学校

☆学校教育目標

- 昭和 47-51 「自発性・自律性と豊かな社会性をもった 心身ともにたくましい
北浜小の子どもを育てる」○すなおで心豊かな子ども
○勉強に打ちこみ考えぬく子ども ○強い心と体をもった子ども
- 昭和 52-56 「自ら考え行動する主体性と、集団の一員としての自覚に根ざす
社会性を持った心身共にたくましい北浜小の子どもを育てる」
○すなおな子 ○考える子 ○がんばる子
- 昭和 57-平成 4 「自ら考え進んで行く 心身ともにたくましい子」
○助け合う子 ○みがきあう子 ○やりぬく子
- 平成 5 「やりぬく子」
○助け合う子 ○みがきあう子 ○きたえる子
- 平成 6-11 「自ら学びやりぬく子」
○助け合う子 ○学び合う子 ○きたえる子
- 平成 12-21 「自ら学び共に育つ子」
○助け合う子 ○学び合う子 ○きたえ合う子
- 平成 22- 「ひとりとみんなで輝く子」
○人を思いやる子 ○学び続ける子 ○すこやかな子
- 令和 7- 「ひとりと みんなで 輝く子」
～こどもと おとなが つながる学校～

☆「きむちゃんのたび日記」より

北浜小学校の中庭はきれいな花でうめつくされています。そのなかにヒマワリのようにまるいソーラー時計がたっています。太陽のめぐみをうけてずっとずっと時をきざみ続けています。その時計の支柱にこんな言葉が刻まれています。「人の役に立ちたい」 ※木村恭子先生を偲んで御両親より寄贈 2000 年

☆教育環境

通常学級（学年 3）、発達支援学級（情 4、知 2）、通級指導教室（言児 2 幼 3、LD 等サテライト）、校内まなびの教室、日本語指導教室、発達支援教室

(5) 令和 7 年度学校評価（児童・保護者・教員）

○学校楽しい(友達) ○授業改善 (ICT) ○遊び・運動好き
△情報モラル △挨拶・ソーシャルスキル △けが・食事

(6) 全国学力・学習状況調査結果（本校の結果・分析より）

○国語科・算数科・理科 ○情報活用・学習習慣 ○自己肯定感
△学力の二極化（特性、スピード） △読書・探究（表現・論理）
→授業改善（習熟差へのフォロー）と家庭との共有・連携

(7) 学校運営協議会

- 挨拶 素直 ○学校応援団参加者増 ○教職員の好感度
 - △子育て世代が参加できる工夫 △防災安全教育
- 「こどもと おとなが つながる学校」の継続とバージョンアップ

3 グランドデザイン（全体構想）

学校教育目標 「ひとりと みんなで 輝く子」 17年目

経営方針 「こどもと おとなが つながる学校」 2年目

北極星のようなきら星としてのプライド（誇り）と北斗七星のような他者との連携を大切にしたい。自分らしさ（自己有用感）とリスペクト（他者尊重）は社会性の基礎を築く小学校教育の根幹となる。また、学校経営は教職員だけでなく保護者、地域住民、関係機関等との連携も欠かせない。子供は大人を見て将来のモデルとし、大人は子供の姿を通して学校教育を理解し参画する。このように、子供と大人がつながる安心できる居場所となりたい。そのために教職員には、人間味（温かさ）とプロ意識（研鑽）を大切に尽力してほしい。

き…	キラキラ輝き	～希望がもてる学校～	子供の夢・目標を支える
た…	楽しく学び	～探究する学校～	子供の可能性を引き出す
は…	励まし育つ	～話す聞く学校～	子供の声に傾聴する
ま…	また明日	～守り続ける学校～	子供の命と幸せを守る

令和8年度の主な予定等

1	学校運営協議会 設置7年目	※3期1年目	委員交代
2	通級指導教室（LD等）サテライト校	※北校舎2階	相談室
3	教育センター計画訪問 9月		
4	中学校休日の部活動地域移行開始	※9月～	
5	教育実習生受け入れ	※5名	
6	P T A周年行事準備委員会設置予定	※令和9年度(R10.1月)	
7	家庭環境調査票の電子化		
8	特別教室へのエアコン設置		
9	教室に電子黒板導入		
10	業務量管理・健康確保措置	※時間外労働 30h/月内に	
11	北校舎大規模改修準備(計画立案)	※令和10年度	

目指す子供の姿

知【自分の考えを伝え合い、学び続ける子】

- 子供が主語になる授業づくり
 - ・学習環境の整備
 - ・教科の本質に迫る支援
- 生活科・総合的な学習の時間の工夫
 - ・身近なひと、もの、こと
- 学びの連続性
 - ・学びを調整する場の設定
 - ・家庭学習の充実

- 課題に向かって主体的・協働的に学び、教科の本質に迫る授業づくり
 - ・安心して学んだり、学び方や学ぶ内容を自ら選択したりできるよう学習環境を整備する。
 - ・教科の本質に迫るための教師の支援を工夫する。
- リアルと出会う「生活科」や「総合的な学習の時間」のカリキュラムの工夫
 - ・身近なひと、もの、ことに関わりながら学習できるよう単元構想を工夫する。
- 自律した学習者を育てる伴走者としての役割
 - ・めあてやふりかえり等、学びを調整する場を設定する。
 - ・学校での学びとのつながりを意識した家庭学習の充実のための支援をする。
- 図書室の活用
 - ・「学びの場」としても図書館をできるよう、教師が意図的に計画する。
- 学びの結果を瞬時に把握し、振り返りに生かすため、テストのデジタル化を検討する。
 - ・学年や学習内容に応じて検討する。
 - ・デジタルテストで評価できない部分は、レポートなどで補う配慮をする。

徳【自分たちの手で安心して過ごせる学校・学級をつくる子】

- にじいろプロジェクトの充実
 - ・キャリア4つの力
(かかわる力、自分を高める力、挑戦する力、未来に向かう力)
 - ・委員会活動
 - ・たてわり活動
- 生命と人権の尊重
 - ・命について考える日
 - ・情報モラル教育
 - ・心の時間

○にじいろプロジェクトについて

児童会のキャラクター「レインちゃん」や多様性を表す「虹色」を生かして、子供が主体的に学校生活を充実させ、教育目標を意識した児童会活動が展開されるよう支えていく。

- ・昨年度を基に本年度も継続する。(良い姿を見付け、掲示していく活動)
- ・掲示する用紙の色をキャリアの色と合わせる。

○委員会活動について

- ・各委員会でイベントを行う。
- <企画委員会>
 - ・にじいろプロジェクトを推進する。
- <情報委員会>
 - ・掲示委員会を情報委員会に変更する。(掲示の仕事+情報に関わる仕事)

○たてわり活動について

- ・たてわり遊びは年に1回、4年生が企画・運営を行う。
- ・たてわり班は児童の特徴を考慮し、慎重に作る。

○命について考える日について

- ・生活委員会と企画委員会が企画・運営をする。

○情報モラル教育について

- ・毎週水曜日の朝活動は、情報モラル教育を行う。
- ・児童の実態に合った情報モラル講座を実施する。

○心の時間について

- ・「心の日」の朝活動で、構成的エンカウンターやSSTを実施する。

体【健康な体をつくり、自他の命を大切にする子】

- 運動に親しむ習慣
 - ・運動環境の整備
 - ・運動機会の創出
- 健康・安全意識の向上
 - ・食育、保健指導の系統化
 - ・実践的な避難訓練、交通教室

○運動環境の整備

- ・体力アップコンテストの紹介をする。
- ・昼休みの体育館開放を継続する。
- ・竹馬や一輪車の整備を進める。

○運動機会の創出

- ・体育主任から「体育だより」を発行する。(学期ごとに走、跳、投力に関わる運動やセット運動を紹介する。学年で取り組む内容を決め、実施する。)
- ・主運動につながる運動の充実をさせる。
- ・実運動量の確保をする。
- ・実技研修の伝達をする。

○食育

- ・参観会(7月、2月)、教育相談(4月、9月)に、本日の給食の写真を昇降口に掲示する。その際、主食のご飯を茶碗に移した写真(低、中、高)と写真撮影時に使用した茶碗も一緒に掲示する。
- ・2月の入学説明会で、栄養教諭から保護者に給食について話をする。

○保健指導

- ・各学年の学級活動【保健に関する指導】では、どの学年も講師を招いて実施する。

○実践的な避難訓練等、安全意識

- ・不審者対応の防犯訓練を実施する。(R8年度は、教員を対象実施する。)
- ・起震車体験の実施をする。(R8年度は、6年生を対象に実施する。)

○交通安全教室

- ・自転車教室(実技)の実施をする。(3～6年生)

4 遂行のポイント

☑主体性・包摂性の醸成

これまでの研修により本校はICT活用が当たり前になり、個別最適で協働的な学びにつながっている。今後は情報モラルやリアルとの出会いも取り入れた授業改善により子供の主体的な学びに期待する。特別活動においてキャリアの力が育まれてきている。たてわり活動でリーダーを育て、掃除での黙働や遊びでの交流を大切にしたい。6月の「命について考える日」は、児童が主体となって命の尊さやいじめ撲滅、人権尊重等について考える機会にしたい。互いを認め合い高め合う様子を運動会や学習発表会で公開することで、保護者や地域住民に学校生活における子供の輝き（成長）への理解と支援につなげたい。

☑カリキュラムの工夫

保育園・こども園・幼稚園の情報を得ながらスタートカリキュラム（2年目）をいっそう整えたい。遊びから学びへと自然に移行し子供の不安を解消するのはもちろんだが、教員が子供を理解するための効果も検証したい。こどもとおとながつながるうえで、生活科や総合的な学習の時間が有効であった。今後は各指導計画について、地域性や子供の実態に応じて見直し、子供たちが身近なひと・もの・ことと関わることができる探究的な単元開発に期待する。

☑健康・安全意識の向上

けがをする子供や通院する子供が増加している。学校の広い運動場や体育館は、体を動かすことができる貴重な場所である。意図的な運動の機会や環境づくりを通して体力を向上させたい。また給食センターや家庭と連携して食育の機会を設け、子供自身の健康意識を向上させたい。かけがえのない命を自ら守るため防災教育や交通安全教室も充実させていく。

☑学びの場の整備

ボランティアによる休日の水やりや水曜の草取りに大変助けられている。教材園としてだけでなく本校の伝統としても、にじいろ花壇や南花壇の運営は大切にしたい。園芸委員会や学校応援団の力も借りていくが、1年間の栽培計画を確認し、出入り職員と学年職員が連携して、維持管理を計画的・継続的に行いたい。

その他子供たちが安心して学べる環境としてのアイデアを求めたい。休眠している天体観測室、百年の森跡地などが考えられるが、令和9年度の120周年行事に向けてPTAとの連携もしていく。

☑働きがいと働きやすさ

教職員が授業準備等に専念できるように有限の時間をどう構成するか、限られたメンバー内でどう分担するかが鍵となる。経験の浅い教職員にはOJTによる資質向上の機会を設定したい。人間味にあふれたリアルな教職員が、生成AIを含むバーチャルなICTによる利便性を活かしたら有効であろう。また学びの連続性に家庭教育や社会教育は欠かせない。保護者や地域住民と子供の姿を共有し、課題解決に向けて連携を図り、新しい時代の学校の在り方を検討したい。

令和8年度 浜松市立北浜小学校 グランドデザイン

【学習指導要領】

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成
- 知識及び技能の習得
- 思考力、判断力、表現力等の育成
- 学びに向かう力、人間性等の涵養

【第4次浜松市教育総合計画】

- 描く夢や未来の実現
- 主体性 ○多様性・包摂性
 - 信頼・協働
 - ・自分らしさ
 - ・他者との協働
 - ・自己調整

【北浜中学区目指す子供の姿】

- 心豊かにたくましく輝ける子供たち
- ・北浜中学位いじめ撲滅3箇条

【学校教育目標】

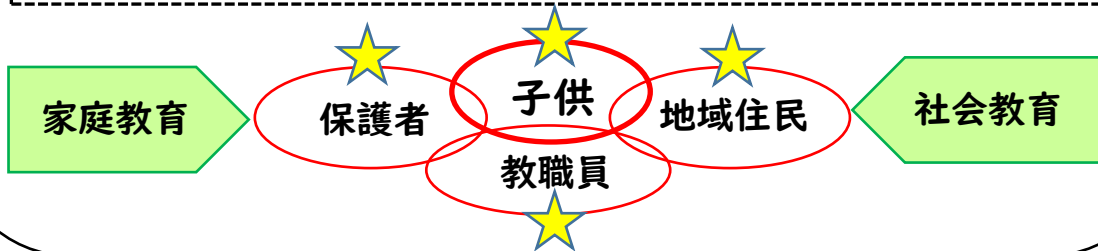
ひとりとみんなで輝く子

【経営方針】

こどもとおとなが つながる学校

コミュニティ・スクール ～3期目①～

き	キラキラ輝き	～希望がもてる学校～	子供の夢・目標を支える
た	楽しく学び	～探究する学校～	子供の可能性を引き出す
は	励まし育つ	～話す聞く学校～	子供の声に傾聴する
ま	また明日	～守り続ける学校～	子供の命と幸せを守る



【目指す子供の姿】

知

自分の考えを伝え合い、
学び続ける子

- 子供が主語になる授業づくり
 - ・学習環境の整備
 - ・教科の本質に迫る支援
- 生活科・総合的な学習の時間の工夫
 - ・身近なひと、もの、こと
- 学びの連続性
 - ・学びを調整する場の設定
 - ・家庭学習の充実

徳

自分たちの手で安心して
過ごせる学校・学級
をつくる子

- にじいろプロジェクトの充実
 - ・キャリア4つの力
 - かかわる力 自分を高める力
 - 挑戦する力 未来に向かう力
 - ・委員会活動
 - ・たてわり活動
- 生命と人権の尊重
 - ・命について考える日
 - ・情報モラル教育
 - ・心の時間

体

健康な体をつくり、
自他の命を大切にする子

- 運動に親しむ習慣
 - ・運動環境の整備
 - ・運動機会の創出
- 健康・安全意識の向上
 - ・食育、保健指導の系統化
 - ・実践的な避難訓練、交通教室

浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針

浜松市立北浜小学校

R8年度 4月改定

浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針 目次

第1	いじめの防止等のための基本的な考え方	3
1	いじめの定義	3
2	いじめの理解	3
3	いじめの防止等に関する基本的考え方	4
(1)	いじめの未然防止	4
(2)	いじめの早期発見	4
(3)	いじめへの対処	5
(4)	地域や家庭との連携	5
(5)	関係機関との連携	5
第2	いじめの防止等のための対策	5
1	いじめの防止等のための組織	6
(1)	「校内いじめ対策委員会」の組織と役割	6
(2)	いじめの防止等における教職員の役割	6
2	いじめの防止等に関する取組	8
(1)	北浜小年間指導計画	8
(2)	いじめの未然防止	9
(3)	いじめの早期発見	10
(4)	いじめに対する措置	11
(5)	関係機関との連携	12
(6)	学校における教育相談体制の整備	12
(7)	教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組	12
(8)	いじめが「解消している」状態	12
(9)	「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し	13
3	地域や家庭の役割	13
(1)	地域の役割	13
(2)	家庭の役割	13

第3 重大事態への対処.....	14
1 重大事態の意味.....	14
(1)生命心身財産重大事態.....	14
(2)不登校重大事態.....	14
(3)子供や保護者からの申立て.....	14
2 重大事態の調査組織.....	14
3 事実関係を明確にするための調査の実施.....	15
4 調査結果の提供及び報告.....	15
5 その他の留意事項.....	15

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第2条第1項及び第3項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇氣をもち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの意味を理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがSOSを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのSOS)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

- 子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。
- 学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

- ①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。
- ②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。
- ③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。
- ④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。
- ⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

- PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。
- 学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。
- 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要(令和4年12月文部科学省。)」を理解し、「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ対策コーディネーター、学年主任、養護教諭、学級担任・教科担任、発達支援コーディネーター
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回を目安として、定期的を開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任 : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。
- エ 生徒指導主任 : いじめ対策コーディネーターと連携して、校内のいじめ問題への対応をする。
- オ いじめ対策コーディネーター : 生徒指導担当教員と連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- カ 学年主任 : 学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- キ 養護教諭 : 児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- ク 学級担任・教科担任 : 児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。

- ケ 発達支援コーディネーター
：発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- コ スクールカウンセラー(S C) : 心理に関する教育相談を担う。
- サ スクールソーシャルワーカー(S S W) : 福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1)北浜小年間指導計画

※ CP：キャリア・パスポート

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
学級・学年	始業式 入学式 授業開き ルール確認	運動会 縦割り清 掃(通年)	命につい て考える 日	終業式 夏休みの 過ごし方	始業式		林間学校 校外学習	修学旅行	学習発表 会 終業式 冬休みの 過ごし方	始業式		修了式 卒業式 春休みの 過ごし方
教科指導	学活 1年間の 目標(CP)	道徳科 友情、信頼	道徳科 生命の尊 さ	学活 前期振返 り(CP)		道徳科 親切、思い やり	道徳科 公正、公 平、社会正 義	道徳科 相互理解、 寛容	学活 後期振返 り(CP)	道徳科 よりよく 生きる喜 び	道徳科 感謝	学活 年間振返 り(CP)
朝活動	北浜中学区いじめ撲滅三箇条唱和(毎月7日) 情報モラル教育(毎週水曜日) こころの時間(構成的グループエンカウンター)(各月1回)											
児童会	1年生を 迎える会		いのちにつ いて考 える集会		※通年の活動として、挨拶運動を行う。					学校保健 週間	6年生に感 謝する会	
教職員	いじめ対策委員会・子供理解委員会・校内発達支援委員会(毎月)											
	研修 基本方針 確認	研修 いじめ アンケート について	いじめ アンケート 実施・入力 ①	研修 アンケート の全体確認	研修 事例研修	基本方針 確認	研修 いじめ アンケート について	いじめ アンケート 実施・入力 ②	研修 アンケート の全体確認	基本方針 確認	基本方針 見直し	研修 次年度の 取組につ いて
保護者・地域	教育相談 学校運営 協議会① 方針説明	参観会 学校説明会 方針説明 小中連絡 会	保幼小 連絡会	参観会 学校運営 協議会②		教育相談		ひとりひと りにいい声 掛けデー 学校運営協 議会③	健全育成会 標語募集		参観会 学校運営 協議会④ 次年度 方針説明	卒業生・新 入生情報 交換会

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「ひとりとみんなで輝く子」の具現化を目指し、「こどもとおとながつながる学校」を教育の基盤として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組みます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

全校集会で、いじめや命に係わる内容。
北浜中学区いじめ撲滅3箇条の唱和。
全児童によるいじめ撲滅行動宣言。
道徳科による生命の尊重の授業の実施。

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるように、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。

ア 子供がいじめの問題について自主的に考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動。	
年間	朝活動で SNS ノート等を用い、情報モラルについて考える
5月	学級活動で目標の確認 (学年や学級の目標等)
6月	「いじめ防止」をテーマにした児童会の取組 (いのちについて考える日)
6月	いじめ撲滅行動宣言を行う
イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり。	
年間	学級や学年における授業のルールについての児童の話合い
年間	学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養
4月	学級活動において1年間のめあてを設定 (キャリア・パスポート)
5月	提案授業と事後研修 (授業改善といじめの未然防止の関係性)
6～12月	授業研究と事後研修 (主体的・対話的で深い学びと温かい学級経営)
年度末	キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定
ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実	

5月	「友情、信頼」をテーマにした道徳科の授業と運動会の実施
10月	「公正、公平、社会正義」をテーマにした道徳科の授業の実施
11月	「相互理解、寛容」をテーマにした道徳科の授業と学習発表会の実施
2・3月	「感謝」をテーマにした道徳科の授業と6年生に感謝する会の実施
エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認・性表現に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援	
年間	多様性の理解に向けた縦割り活動による清掃活動や学校行事の実施
オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動	
年間	ふりかえりの会における「よいこと見付け」の取組
年間	委員会活動等、互いに認め合う児童会活動の取組
年間	構成的グループエンカウンター（SGE）を用いた仲間づくりの活動

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：年間2回（6月、11月）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・原則、学校で実施する。

・回収後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長、教頭、教務主任が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：アンケート実施後に、全員実施する。

学期末及び年度末は必要に応じて実施する。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的で開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

○教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

○教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。

○教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。

○「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。

○いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っ て見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

○犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。

○校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。

○インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。

○いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報

告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。
- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6) 学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家（スクールカウンセラー等）の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7) 教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、校内研修を進めます。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8) いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立北浜小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止や早期発見のために、地域と連携しながら、地域資源を教育に生かした「社会性の育成」に重点を置き、対策を推進します。

- 「こどもとおとながつながる学校」というテーマのもと、地域住民が積極的に子供に関わり、温かい気持ちで接することができる環境づくりを推進する。
- 子供の様子やトラブルの兆候を早期に発見したりすることができるように、地域・家庭・学校間での情報交換窓口の検討を進め、地域全体で子供を見守る環境を構築する。子供の異変を感じた時は、速やかに学校に連絡する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。PTAや学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」「言葉への意識を高めること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。些細なことでも安心して相談できるよう、子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日常の対話を通じて、自分の発した言葉を相手がどのように受け止めるのかを考え、相手の立場を尊重する態度を養うよう家庭での指導に努める。
- 意識（アンテナ）を高くもち、日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。保護者がいじめを発見した時は、速やかに学校に連絡する。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外場で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供がいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第23条第2項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかつたために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

(様式1)

令和 8年 4月27日

浜松市立北浜小学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 白井 一光 様

浜松市立北浜小学校運営協議会
会長 鈴木 隆幸

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和8年4月27日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① 子供たちの自己肯定感を高めていくため、各学習活動を充実させていくために、多くの温かい目で子供たちを見守り、声掛けをしていく必要がある。また、地域への愛着をより深めていくために、多くの地域人材を活かしていきたい。
⇒生活科(1・2年)や総合的な学習の時間(3～6年)、読み聞かせ活動(全校)、クラブ活動(4～6年)で、できるだけ多くの講師や学習支援ボランティアを招く。(負担金の使途:講師謝礼、ボランティア謝礼)
- ② 愛校心や思いやりの心を育むため、環境美化に努めると共に、花や木の栽培をする等、いのちを育む活動をしていくことが大切である。
⇒栽培委員会の活動を通して、中庭のにじいろ花壇の整備をする。また、卒業式、入学式で会場を飾る花を育てる。(負担金の使途:苗、肥料、用土の購入)